

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義

——佛傳と般舟三昧との關聯から——

武田浩學

序

無生法忍は大乗佛教の經論に固有の、小乗と呼ばれる佛典群の中には見出しされない術語であり、初期の般若經においては「釋尊の説法を聞いて菩薩が得る」と説かれるものであった。これらの事實を知るのみで、大乗佛教に關心を寄せる者にとって無生法忍を説明することは、その理解に不可缺の要件であることが首肯されるであろう。しかし、これに關する従來の研究は、無生法忍そのものを言語學的または哲學的に考察するものに限られ、それを得ることが「菩薩にとっていかなる意義を有するか」という疑問に答えたものはない。

周知のように、『大智度論』は大乗佛教史上で最も光彩を放っている文獻のひとつであり、龍樹菩薩造と傳えられ鳩摩

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）

羅什三藏の譯になるものである。この大部の『大品般若』の注釋書には、無生法忍に對して百を超える詳細かつ大膽な言及がある。その中でも特に注目すべきは、十地に整理される大乘菩薩道の中途に説かれ、「七地沈空の難」と呼び慣らされてゐる事態である。本論では、その事態の佛教思想史上の位置を龍樹菩薩と羅什三藏の關わる經論の中に確認し、これを佛傳と對照して考察することによって、上記の疑問を明らかにしていきたい。

一、主な大乘經典中の無生法忍

般若經での無生法忍への言及は以下のものである。

『道行般若』（二七九年、支婁迦讖譯）

佛説「是經」時、五百比丘僧三十比丘尼皆得「阿羅漢」、六

十優婆塞三十優婆夷皆得須陀洹道、三十菩薩皆逮得無所從生法樂、皆當於_レ是婆羅劫中受決_①。

『小品般若』(四〇一、二二年、羅什譯)

說_二是不可思議無等等品時、五百比丘二十比丘尼不受一切法、故漏盡心得_二解脫_一、六萬優婆塞三萬優婆夷諸法中得_二法眼淨_一、二十菩薩得_二無生法忍_一於_二是賢劫_一皆當_二成佛_一。

『大品般若』(同、羅什譯)

是時釋迦牟尼佛衆中有_二十萬億人_一皆從_レ座起合掌白_レ佛言。世尊、我等於_二未來世中_一亦當_レ得_二如_レ是法_一如_レ今釋迦牟尼佛弟子侍從大衆、說法亦爾。是時佛知_下善男子至心於_二一切諸法_一不生不滅不出不作得_二是法忍_一。佛便微笑。佛告_二阿難_一。是衆中十萬億人於_二諸法中_一得_二無生忍_一、是諸人於_二未來世_一過_二六十八億劫_一當_レ作_レ佛劫名_二花積_一。佛皆號_二覺花_一。

般若經では「釋尊の説法によって菩薩が無生法忍と授記を得ることが同時に成就している」ことが知られる。また『大品般若』では「得忍が菩薩と限定されていない」ことが注目される。

『法華經』(同、羅什譯)

爾時大會聞_二佛說_一壽命劫數長遠如_レ是、無量無邊阿僧祇衆生得_二大饒益_一。於_レ時世尊告_二彌勒菩薩摩訶薩_一。阿逸多。我說_二是如來壽命長遠_一時、六百八十萬億那由他恒河沙衆生得_二無生法忍_一。

ここで説かれるのは「衆生の得忍」である。他に「提婆達多が成佛した後の説法で恒河沙の衆生が得忍し不退轉に至る」ことも説かれている。

『大無量壽經』(二五三年頃、康僧鎧譯)

說我得_レ佛、十方無量不可思議諸佛世界衆生之類、聞_二我名字_一不_レ得_二菩薩無生法忍諸深總持_一者、不_レ取_二正覺_一。

これは法藏菩薩の四十八願中の第三十四に「阿彌陀佛の名を聞くことで衆生の得忍を誓う」ものである。

『觀無量壽經』(四二四年頃、晁良耶舍譯)

爾時世尊說_二是語_一時韋提希與_二五百侍女_一聞_二佛所說_一、應_レ時即見_二極樂世界廣長之相_一得_レ見_二佛身及_二菩薩_一心生_二歡喜_一歎_二未曾有_一豁然大悟得_二無生忍_一。五百侍女發_二阿耨多羅三藐三菩提心_一願_レ生_二彼國_一。世尊悉記_二皆當_一往生。生_二彼國_一已獲_二得諸佛現前三昧_一。

『佛說未曾有正法經』(九七三年頃、法天譯)

爾時妙吉祥菩薩及諸大士於三王宮中說正法時、摩伽陀王得無生法忍⁽⁸⁾。

このように、史上への登場が主に在家者によって擔われ、そこに門戸が開かれていることを特色にする大乘佛教において、初期の般若經では菩薩に限定されていた得忍が、やがて衆生の上に聞かれ、五世紀の譯出と傳えられる『觀無量壽經』では凡夫人である韋提希、十世紀末に譯出された『佛說未曾有正法經』では五逆罪人である阿闍世、という象徴的な二人に成就する。この事實から、無生法忍は一貫した意義を有しつつ、大乘の歴史の中樞に展開していると言える。

また、大乘菩薩道の豊富な資料を有する『十地經』には、周知のように無生法忍は第七地の所得と説かれ第八地進入のための重要な條件となっている。

金剛藏菩薩言。佛子。諸菩薩摩訶薩已習七地微妙行、慧方便道淨、善集助道法、大願力故心住不滅、諸佛神力所護、善根得力、常念隨順如來力無畏不共法、樂心深心善淨成就、福德智力、大慈悲心故不捨一切衆生、修無量智道。能入諸法本來無生無滅無相不出不失不去不還無所有性初中後平等不異如來無分別智、一切心意識憶想分別無所貪著、入一切法如虛空性、是名菩薩

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）

薩得無生法忍入第八地⁽⁹⁾。（羅什譯『十住經』）

さて、無生法忍を簡潔に説明した經典は羅什三藏譯の『金剛般若』であり、「有⁽⁹⁾人知一切法無我⁽¹⁰⁾得⁽¹⁰⁾成⁽¹⁰⁾於忍⁽¹⁰⁾」と記されている。『大智度論』では、

・ 諸法不生不滅、非不生非不滅、亦不生滅非不生滅、亦非不生滅非非不生滅。已得⁽¹⁰⁾解脫、空非⁽¹⁰⁾空。是等悉捨⁽¹⁰⁾滅諸戲論、言語道斷、深入⁽¹⁰⁾佛法、心通無礙、不動不退、名⁽¹⁰⁾無生忍。

・ 無生法忍⁽¹⁰⁾者、於⁽¹⁰⁾無生滅諸法實相中、信受通達無礙不退。是名⁽¹⁰⁾無生忍⁽¹⁰⁾。

と説かれ、羅什三藏は『大乘大義章』に、

一切法無生無滅斷⁽¹²⁾言語道滅⁽¹²⁾諸心行⁽¹²⁾同泥洹相。得⁽¹²⁾此妙理⁽¹²⁾即成⁽¹²⁾無生法忍⁽¹²⁾。

と記している。一般には「不生不滅の理に安住して動かないこと⁽¹³⁾」という説明がよく知られている。

つまり無生法忍とは、『中論』（龍樹造羅什譯）の冒頭にある釋尊所證の緣起とされる、

不生亦不滅、不常亦不斷、不一亦不異、不來亦不出⁽¹⁴⁾。

と、卷三にある、

諸法實相者、心行言語斷、無生亦無滅、寂滅如涅槃⁽¹⁵⁾。

とに記される「不生不滅によつて代表される八不」及び「諸法實相」と不可分の、空思想に立脚した術語である。

二、『大智度論』中の無生法忍説

『大智度論』に言及される無生法忍は、筆者の検索によると『大品般若』經中に十七例、論中に百一例、經論同所（經が言及しそれを論でも注釋しているもの）十三例であり、記述の内容において重要と考えられるものを整理分類すると以下の四種になる。（經論同所は經中に入れた）

- ・ 無生法忍を不生不滅の理で説明するもの（前出の論中二例の他に經中六例、論中八例）
- ・ 無生法忍を二乗を超える（含む）という意での入菩薩位で説明するもの（經中五例、論中十二例）⁽¹⁶⁾
- ・ 無生法忍を得ると、授記される（經中一例、論中六例）⁽¹⁷⁾
- ・ 無生法忍を得ると、阿毘跋致に住する（經中一例、論中七例）⁽¹⁸⁾

これらの所説を受けて無生法忍説は

煩惱を斷じ（殘習氣）無生法忍を得ることは、肉身を捨てて法身を得ることであり、その後に通をもつて衆生を利益する。（經中二例、論中九例）

と整理されている。⁽¹⁹⁾

以上のものは、いわば『大品般若』の説を論主が論中に頻繁に呈示しているものであり、注目すべきは、論中にのみ記される論主の主張である。それは以下の三種となる。

- a 無生法忍は般若波羅蜜（六波羅蜜成就）である。（七例）
- ・ 菩薩知_レ忍辱果報相好嚴身等_一。菩薩修_レ忍能障_レ諸煩惱_一能忍_レ衆生過惡_一能忍_レ受_レ一切深法_一、後得_レ諸法實相_一。是時行者心中得_レ是無生法忍_一。即是般若波羅蜜。
- ・ 我是時無_レ所得_一、不_レ得_レ檀尸屬精進禪智慧波羅蜜_一。見_レ然燈佛_一以_レ五華_一散_レ佛、布_レ髮泥中_一得_レ無生法忍_一即時六波羅蜜滿、於_レ空中_一立_レ偈讚_レ然燈佛_一見_レ十方無量諸佛_一。⁽²⁰⁾
- b 無生法忍を得ると同時に般舟三昧を得る。（七例）
- ・ 菩薩位者無生法忍是。……復次般舟三昧是菩薩位、悉見_レ現在十方諸佛_一。……復次菩薩位具_レ足六波羅蜜_一生_レ方便智_一。於_レ諸法實相_一亦不_レ住。……復次入_レ菩薩法位力_一故得_レ名_レ阿毘跋致菩薩_一。
- ・ 於_レ般若波羅蜜中_一得_レ方便力_一故、亦不_レ著_レ般若波羅蜜_一、滅_レ一切煩惱_一、見_レ一切十方諸佛_一、得_レ無生法忍_一、出_レ三界_一到_レ薩婆若_一。⁽²¹⁾
- c 無生法忍を得ると諸法實相を觀ずる。（九例）

菩薩住ニ無生忍法ニ得ニ諸法實相⁽²²⁾。

aは羅什三藏譯出の『維摩經』『思益梵天所問經』に説かれて⁽²³⁾いる。bは『般舟三昧經』に説かれるものである⁽²⁴⁾。a b兩者等を十地に配分し順序だてて説くものに羅什譯出の『首楞嚴三昧經』⁽²⁵⁾がある。cについてはいまだ出典を詳らかにしない。

『大智度論』は、こと無生法忍を扱う段になると、順序だった菩薩道よりも、得無生法忍を核にした事態の中での一括した成就を主張する傾向がある。この事態は、aの二番目に見られる「譯尊の過去世における然燈佛による授記」と後に詳説する「釋尊の成道」に比定されるべきものである。

三、七地沈空の難

本論が特に注目する『大智度論』の無生法忍説は「七地沈空の難」と呼び慣らされているものである。これは十地經の第七「遠行地」と第八「不動地」の中間と呼ぶべき位置に説かれ、第一節に『十住經』から呈示した「是名菩薩得無生法忍入第八地」に續いて以下のように記されている。

即時得^ニ是第八不動地、名爲^ニ深行菩薩。難^レ可^レ得智、無^レ能^レ分別、離^ニ一切相、離^ニ一切想一切貪著、無量無邊

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）

不可思議。一切聲聞辟支佛所^レ不^レ能^レ壞、深大遠離而現在前。諸佛子。譬如^レ比丘得^ニ於神通^一心得^ニ自在^一、次第乃入^ニ滅盡定^一。一切動心憶想分別心所行事皆悉盡滅。菩薩亦如^レ是住^ニ是遠行地^一、即時一切忽務都滅、得^ニ無身口意務^一、住^ニ大遠離^一。諸佛子。如^レ人夢中欲^レ渡^ニ深水^一、是人爾時發^ニ大精進^一、施^ニ大方便^一、欲^レ渡^ニ此水^一、未^レ渡之間廓然便覺所^レ渡方便乃忽遽事即皆放捨。諸佛子。菩薩摩訶薩亦如^レ是、從^レ初已來發^ニ大精進^一、廣修^ニ行道^一、至^ニ不動地^一、一切遽事皆悉放捨、不^レ行^ニ二心^一、諸所^レ憶想不^ニ復現前^一。譬如^レ生^ニ梵世^一者欲界煩惱不^ニ現在前^一。如^レ是諸佛子。菩薩住^ニ是不動地^一、一切意識不^ニ現在前^一、乃至佛心菩提心涅槃心、尚不^ニ現前^一、何況當^レ生^ニ世間心^一。諸佛子。是菩薩摩訶薩隨^ニ順是地^一以^ニ本願力^一故。又諸佛爲現^ニ其身^一住^ニ在諸地法流水中^一、如來智慧爲作^ニ因緣^一。諸佛皆作^ニ是言^一。（中略。諸佛の七勸）是菩薩諸佛與^ニ如是等無量無邊起智慧因緣門^一。以^ニ此無量門^一故、是菩薩能起^ニ無量智差別業^一、皆悉成就。諸佛子。我今爲^レ汝說。若^レ諸佛不^レ令^ニ此菩薩住^一如^レ是智慧門^一者、是菩薩爾時畢竟則取^ニ涅槃^一、捨^レ利^ニ益^一一切衆生^一。⁽²⁶⁾

『大智度論』ではこの事態を卷十・四十八・五十の三箇所⁽²⁷⁾

に記している。この内容を要約して示すと、

菩薩が第七地で無生法忍を得ると「衆生利益を放棄して獨りで涅槃に入り二乗（阿羅漢・辟支佛）地に墮ちる」という危機に見舞われる。しかしその時に、十方諸佛が現れ出て教示し、菩薩の衆生利益への意を鼓舞する。これによって菩薩は第八地へ進み行く。

となる。『大智度論』卷十のものを以下に引用する。

十方佛世世勸助釋迦牟尼佛。如七住菩薩觀諸法空無所有。一不生不滅。如是觀已於一切世界中。心不著欲。放捨六波羅蜜。入涅槃。譬如人夢中作筏渡大河。水手足疲勞生患厭想。在中流中夢覺已自念言。何許有河而可渡者。是時勸心都放。菩薩亦如是立七住中。得無生法忍。心行皆止欲。入涅槃。爾時十方諸佛皆放光明。照菩薩身。以右手摩其頭。語言。善男子勿生此心。汝當念汝本願。欲度衆生。汝雖知空衆生不解。汝當集諸功德。教化衆生。共入涅槃。汝未得金色身三十二相八十種隨形好無量光明三十二業。汝今始得一無生法門。莫便大喜。是時菩薩聞諸佛教誨。還生本心。行六波羅蜜。以度衆生。如是等初得佛道。時得是佐助。又佛初得道時。心自思惟。是法甚深衆生愚蒙

薄。福我亦五惡世生。今當云何。念已我當於一法中。作三分。一。分爲二乘。一。度衆生。作。是思惟。時十方諸佛皆現。光明。讚言。善哉善哉。我等亦在五惡世中。一分。一法。作三分。一。度衆生。是時佛聞十方諸佛語聲。即大歡喜稱言。南無佛。如是十方諸佛處處勸助爲大利。

『大智度論』の他の二箇所での注目すべき記述には次のものがある。

・問曰。若菩薩修此三十七品。云何不取涅槃。答曰。本願牢故大悲心深入故了知諸法實相。故十方諸佛護念故。（卷四十八）

・菩薩住七地中。破諸煩惱。自利具足。住八地九地。利益他人。所謂教化衆生。淨佛世界。自利利他深大故。一切功德具足。如阿羅漢辟支佛。自利雖重利他輕故。不名具足。……當知如佛者菩薩坐如是樹下。入第十地。名爲法雲地。（卷五十）

羅什三藏の認識は『大乘大義章』に明瞭に示されている。意謂。菩薩得無生法忍。捨生死身。即墮無量無邊法中。如阿羅漢既入無餘涅槃。墮在無量無邊法中。……得如是法門。便欲滅度。時十方佛告言。善男子。汝未得

如^レは無量無邊見^ニ諸佛身[、]又未^レ得^ニ無量禪定智慧等諸佛功德[、]汝但得^ニ一法門[、]勿^レ以^ニ一法門[、]故自以爲^レ足[、]當^レ念^ニ本願[、]憐^レ愍^レ惡業生[、]今不^レ知[、]如^レ是寂滅相[、]故墮^ニ三惡道[、]受^ニ諸苦惱[、]汝所得者雖^ニ是究竟眞實之法[、]但未^ニ是證時[、]爾時菩薩受^ニ佛教[、]已自念^ニ本願[、]還以^ニ大悲[、]入^ニ於生死[、]是菩薩名^ニ之不^レ在^ニ涅槃[、]不^レ在^ニ世間[、]無^レ有^ニ定相[、]以^ニ種種方便[、]度^ニ脫衆生[、]」⁽²⁹⁾

これらによって、得忍は自利の頂であり自利利他の分岐點の意を持つことが分かる。また『大智度論』の記述は七地等の名稱を用いながらも前後の文脈を見る限り不共の十地説とは必然的關係を持っていない。『大乘大義章』に至っては、修道上の階梯の一事態としての認識は無く、各地の名稱を用いず、十地經から獨立させ、大乘の獨自性を發揮する定型として呈示されているのである。

周知のように般若經には「獨りで空を證して涅槃に入らず、般若波羅蜜に方便力を具して衆生を利益する、方便力を具するが故に阿耨多羅三藐三菩提を得る」という不住涅槃の思想が説かれている。『小品般若』には、

但觀^レ空而不^レ證^レ空。我當^レ學^レ空。今是學時非^ニ是證時[、]……如^レ是須菩提。菩薩行^ニ般若波羅蜜[、]方便所^レ護故

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義(武田)

不^レ證^ニ第一實際[、]……。佛告^ニ須菩提[、]是菩薩不^レ捨^ニ一切衆生[、]故發^ニ如^レ是大願[、]須菩提。若菩薩生^ニ如^レ是心[、]我不^レ應^ニ捨^ニ一切衆生[、]應^ニ度^レ之[、]即入^ニ空三昧解脫門[、]無相無作三昧解脫門[、]是時菩薩不^ニ中道證^ニ實際[、]何以故是菩薩爲^ニ方便所^レ護故[、]」⁽³⁰⁾

などと説かれる。『大品般若』も同様に記し「以^ニ不^レ證故不^レ墮^ニ聲聞辟支佛地[、]」⁽³¹⁾と加えている。また『大智度論』の釋には、

復次是菩薩應^レ作^ニ是念[、]我今未^レ具^ニ三十二相八十種隨形好十力四無所畏諸佛法[、]云何取^ニ涅槃證[、]我今是學時、薄^ニ諸煩惱[、]教^ニ化衆生[、]令^レ入^ニ佛道[、]若我得^ニ佛事具足[、]是時當^レ取^ニ證[、]」⁽³²⁾

とある。つまり「七地沈空の難」とは、羅什三藏の認識(傍線部)の如く、般若經の不住涅槃の思想を大乘菩薩道上に具體的に呈示した所説と言える。換言すれば、得無生法忍を端にし、十方諸佛の勸助を介し、不住涅槃の思想を説明したものである。⁽³³⁾

さて、「獨りで涅槃に入ろうとする」事態には、「七地沈空の難」以外に、釋尊の成道直後の事件である「說法躊躇」を當てはめることができる。これは、廣く知られた佛傳の基本

型である「誕生・出家・成道・初轉法輪・涅槃」の成道と初轉法輪の間に記されるものであり、それ故に「釋尊の成道の内實が公開されるか否か」という、釋尊自身の自利利他の分岐點の意を持っているものである。簡畧に對比してみると次のようになる。

菩薩 1 得無生法忍 2 墮二乗の危機 3 諸佛勸助

4 入第八地

釋尊 1 成道 2 說法躊躇 3 梵天勸請

4 初轉法輪

菩薩・釋尊ともに、その象徵するところは、

1 自利の成就 2 二乗のように獨りで涅槃に入ろうとする危機³⁴⁾ 3 他者の助力 4 利他

ということになる。このように比較してみると「七地沈空の難」は、釋尊の成道から初轉法輪までの歩みと、その象徵するところにおいて一致する。また得忍と成道は「涅槃に入ることができる」との意において同質である。

また、『大智度論』「七地沈空の難」引用中の傍線部には、『法華經』方便品と同様に、說法躊躇時の釋尊に、他の多くの佛傳に登場しない十方諸佛の勸助が記されていることも、兩者の相似を考える上で注目すべきである。

四、佛傳の歴史的展開

釋尊の生涯を記した佛傳の確認できる最初期の記述は、傳記として示す意圖が無かったため斷片的に残っているのみである。⁽³⁶⁾しかし、現存する種々の佛傳にある粉飾的な記述を取り除いた、歴史的事實としての人間釋尊の傳記として「誕生↓出家↓成道↓初轉法輪↓涅槃」と次第する周知のものが、最も初期に意識され存在していたと豫想されよう。⁽³⁷⁾以下、便宜上、前節で指摘した自利利他の分岐點に注目して、主だった佛傳の記述を古いと思われるものから順に、つまり前者に後者が付加されていることを基準に、四段階に分類する。

A 釋尊の生涯「誕生↓出家↓成道↓初轉法輪↓涅槃」『大品』『五分律』

B 然燈佛授記の過去世を付加した佛傳『四分律』

C 八相成道を付加した佛傳『佛種姓經』『因緣譚』『大事』

D 得無生法忍を付加した佛傳『太子瑞應本起經』『過去現在因果經』

釋尊の過去世に「七地沈空の難」に擬せられる事態を記するのは、Cの『佛種姓經』と『因緣譚』の然燈佛授記時である。⁽³⁸⁾簡畧にその場面を紹介すると、

善慧（釋尊過去世の名）はバラモンで、輪廻するたびの生老病死を厭い涅槃を求ようとして出家し、仙人となり修行し、禪定の樂と神通力をもった。善慧は神通力を使わずに肉體を以て然燈佛の通行の便を圖った。善慧は涅槃に入れるにもかかわらず獨りで涅槃に入ることとは偽りであるとして、然燈佛のように一切智に達し多くの人を輪廻から救い出してから涅槃に入ろうと誓う。然燈佛より佛になるとの記を授かる。十波羅蜜を修行しようと坐すると天人等に「必ず佛になる」と證誠される。

となる。これは他の多數の佛傳にある同様の場面に「善慧は涅槃に入れるにもかかわらず自らの意志によって入らなかつた」旨を付け加えたものであるが、「釋尊の說法躊躇」と「菩薩の七地沈空の難」の相似ほどの條件は整っていない。八相成道という概念にとって不都合な說法躊躇の場面を過去世に移したのではないかと考えられる。

一方、Cに大乘佛教獨自の概念である無生法忍を用いるのがDである。この「釋尊の過去世然燈佛授記時に無生法忍を得た」との記述について考察するに當たっては、般若經の諸本を比較することが肝要である。なぜなら、釋尊の說法によって「菩薩等が得忍する」ことは般若經典群が一致して頻繁

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）

に説くところであるが、釋尊過去世の然燈佛授記時に「釋尊が得忍する」ことに關しては一致していないからである。

「釋尊の得忍」を記すのは羅什三藏譯『小品般若』以外の、その前後に譯出された全ての小品系般若經（含梵本）である。一例を『道行般若』から擧げる。

如我持五華一散提和竭羅佛上、即逮得無所從生法樂於中立^甲。授我決言、却後無數劫若當爲釋迦文佛³⁹。

この記述は、恒伽提婆という女人の修道を記す場面で、その證として釋尊が然燈佛との接見を廻想するものである。しかし、羅什譯『小品般若』と小品系般若經では、同様の恒伽提婆の場面で釋尊の廻想を呈示し、然燈佛よりの授記を記しながら、得忍だけは説かない。⁽⁴⁰⁾『大智度論』は「過去世然燈佛授記時釋尊得忍」を以下のものを含め三箇所⁽⁴¹⁾に記している。

見然燈佛以五華一散佛、布髮泥中得無生法忍、即時六波羅蜜滿。於空中立偈讚然燈佛、見十方無量諸佛。

『大品般若』に無く、その釋である『大智度論』に有る、小品系の梵本と異譯に全て有るのに『小品般若』には無い。この三書は全て羅什三藏譯である。このことはどう理解すれば

よいのか。つまり、羅什には「過去世然燈佛授記時釋尊得忍は龍樹菩薩（大智度論主）の指摘である」との認識もしくは意圖があつたことになる。⁽⁴²⁾『大智度論』の記述は、菩薩得忍の記述が定着した後、釋尊の得忍がいつであるかが問題になつたことへの廻答である、と言えよう。

五、無生法忍と般舟三昧との關聯

「不住涅槃の思想」に説かれる「方便」について、般若經は具體的に記していない。しかし、龍樹菩薩著と傳えられる『十住毘婆沙論』と『菩提資糧論』に注目すべき所説がある。

前者には、

・若未 _レ 成 _二 大悲	無生忍 _二 不退	而行 _二 放逸 _一 者
是則名爲 _レ 死	若墮 _二 聲聞地	及辟支佛地 _一
是名 _二 菩薩死 _一	亦名 _二 一切失 _一	
・智度無極母	善權方便父	生故名爲 _レ 父
養育故名 _レ 母	菩薩善法父	智慧以爲 _レ 母
一切諸如來	皆從 _二 是 _一 生	般舟三昧父 _一
大悲無生母	一切諸如來	從 _二 是 _一 法 _一 生 ⁽⁴⁴⁾

とあり、後者には、

未_レ生_二大悲忍_一 雖_レ得_二不退轉_一 菩薩猶有_レ死

以_レ起_二放逸_一故 聲聞獨覺地 若入便爲_レ死
 …………… 既獲_二此忍_一已 卽時得_二授記_一
 汝必當_レ作_レ佛 便得_二不退轉_一 ……………
 菩薩乃至得_二 諸佛現前住 牢固三摩提_一
 不_レ應_レ起_二放逸_一 諸佛現前住 牢固三摩提_一
 此爲_二菩薩父_一 大悲忍爲_レ母 智度以爲_レ母⁽⁴⁵⁾
 方便爲_レ父者 以_二生及持_一故 說_二菩薩父母_一
 とある。つまり、般舟三昧こそ方便の具體的契機であり、より般若經の意圖を加味して言うならば「十方諸佛によつて煥發され支持される衆生利益（利他）の實踐とその方途」が方便となろう。また、菩薩の母とされるものは「大悲と無生法忍」であり、第二節で「無生法忍は般若波羅蜜である」との『大智度論』の主張と同じく、母なる智度（般若波羅蜜）を言い換えて（大悲の付加はあるものの）無生法忍としてゐる。さらに、兩論の所説と同様に『大智度論』には、般若波羅蜜に方便力を具することを大鳥の兩翼に喩え、大鳥の死を阿羅漢道・辟支佛道とする所説がある。⁽⁴⁶⁾前節に言及した『大智度論』中三箇所に説かれる「過去世然燈佛授記時釋尊得忍」の内、二箇所は得忍と同時に「得般舟三昧」を記している。第三節に引いた『大智度論』所説の「七地沈空の難」および

『十地經』の該當箇所では、「得忍菩薩が二乘に墮ちることを止めるために十方諸佛が現れ出て勸助する」場面が象徴的に記されている。⁽⁴⁷⁾

六、釋尊の成道の内實

『小品般若』は釋尊の成道の内實が般若波羅蜜であつたとを、

諸天子、般若波羅蜜甚深難解難知、以是義故、我欲默然而不說法。⁽⁴⁸⁾

と明確に傳えている。これは釋尊の成道直後の說法躊躇の場面を指して「默然として說法しなかつたのは所證の般若波羅蜜が衆生には難解であるため」との指摘である。『大智度論』での『小品般若』該當箇所の註釋には「凡夫人難悟故」とある。⁽⁴⁹⁾第二節に論主の主張として取り上げたように『大智度論』では、無生法忍は般若波羅蜜である。よつて『大智度論』では、無生法忍が釋尊の成道の内實である」と言える。

さて、先の佛傳の分類ではDに屬する『普曜經』(二三九)三一六年間、竺法護譯)には、成道後初轉法輪を決意する際の釋尊の獨白として

吾前世時自從諸佛未嘗逮獲如是法忍。無我無人

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義(武田)

亦無壽命。假使以逮得是法忍、亦無有生衆生無命。是謂本淨無吾我法。時錠光佛授我此慧。吾時哀愍無限衆生、不令衆生來相勸請。今衆生故感動梵天、使彼勸我乃轉法輪。⁽⁵⁰⁾

が記される。これは「釋尊成道時には梵天に說法を勸請せしめた、かつての然燈佛授記時の得忍では勸請せしめなかつた」であり、得忍時も勸請あれば說法したと理解できる。つまり、釋尊の然燈佛授記時得忍と成道とが同質であることが窺われるのである。このことは異譯の『方廣大莊嚴經』(六八〇)五年間、地婆訶羅譯)では、

我昔無量劫修行未得究竟無生忍。我於今者得究竟、常觀諸法無生滅一切諸法本性空、然燈如來授我記、汝於來世成正覺作佛名號釋迦文。雖於彼時已證法、今我所得方究竟。見諸衆生處生死不知是法及非法、世間衆生有可度故起大悲而度之。梵王若來勸請我我當爲轉微妙法。⁽⁵¹⁾

と記される。この要旨は「過去世の膨大な修行では無生法忍を得られず、然燈佛授記時に無生法忍を得た、無生法忍を授記時に得てはいたが成道時に究竟した、梵天が勸請すれば法輪を轉じよう」であり、明確に成道の内實が無生法忍である

と知ることができる。經文は續けて「釋尊は鹿野苑で五比丘に對し初轉法輪を現じ、四諦八正道十二緣起を説き終えろと、その説法に聞き入って現在十方佛が默然したという證誠を受け、さらに彌勒他的大乗菩薩を呼び寄せた」と記す。まとまった佛傳に大乘菩薩が登場するのは本經が初めてである。そして「轉ぜられた法輪とは何か」との彌勒菩薩の問いに釋尊が答える。

法輪顯示一切諸法本性、寂靜、不生不滅、無有處所、非分別非不分別、到於實相、昇于彼岸、空無相無願無作、體性清淨離諸貪欲、會於眞如、同於法性、等于是實際、不壞不斷、無著無礙、善入緣起、超過二邊、不在此中間、無能傾動、契於諸佛、無功用行、不進不退、不入、而無所得、不可言說。

これによって、大乘としての轉法輪とは、成道の内實を諸法の不生不滅、つまり無生法忍で説き傳えたことであると知られる。

羅什三藏は『注維摩詰經』に、經文にある「已能隨順轉不退（轉法）輪」を註釋して

法輪無生忍也。以輪授物。物得此輪故名轉。授者得而不失名不退轉。自乘轉進亦名爲轉也。

と記し、明確に「轉法輪が無生法忍を授けること」であると認識している。

『方廣大莊嚴經』は釋出が遅い經典であるが、既に『大智度論』の記述及び羅什三藏の認識などの、純熟し確定しつつある大乘の立場で、自利利他の分岐の意を持つ佛傳（成道から初轉法輪への歩み）と菩薩道（七地沈空の難）は、第三節に示した兩者が象徴するところのみではなく、その内實（無生法忍）においても一致することが明らかになった。

七、大乘菩薩の八相成道

釋尊の生涯は、種々の大乘經典に記される「一生補處菩薩の未來の姿」としても知られている。つまり、一生補處菩薩は「兜率天に住し母胎に降り右脇より生まれ七歩し云々出家成道轉法輪涅槃を現ずる」というものである。これは、一生補處菩薩の成佛を「釋尊と同じ生涯を送ることができる」と説くことで、最も具體的象徴的に描き出しているといつて良いであらう。

『十地經』での八相成道は第十地での證果として

菩薩摩訶薩住是法雲地、於一世界中從兜率天上來下乃至示大涅槃。

と知られている。

周知のように『十地經』の十地説の構造は前七地と八九十の後三地とに大きく分けることができる。經文には「初地より第七地までの修道は有功用であり第八地以降の修道は無功用に成就する」と説く段があり、「七時沈空の難」の記述の後に續いているのである。

佛子。譬如乗船欲入大海、未得大海多用功力、或以手力、若至大海不復用力、但以風力而至。若本功力、於大海中一日之行、於百千歲不能得及。諸佛子。諸菩薩摩訶薩亦如是、多集善根資糧、乘大乘船、到菩薩所行大智慧海、於須臾間、不施功力能近一切諸佛智慧。本所施功、若一劫若百千萬劫不能得及。諸佛子。菩薩摩訶薩得至第八地、從本方便慧生無功用心。⁽⁵⁶⁾

何故に第八地以降が無功用であるのか、十地經には「多集善根資糧・從本方便慧生」と記されるのみで、その簡潔な廻答は見あたらないが、『大智度論』には、

未得無生法忍、用力艱難譬如陸道、得無生法忍已用力甚易譬如乘船。是故無生法忍諸菩薩所貴。⁽⁵⁷⁾

と記されている。『十地經』で第七地から第八地へ進入するた

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）

めの重要な條件は第一節に挙げたように「無生法忍を得ることである。つまり、無生法忍は乗船券のようなもので、これを得れば自らは何もしくとも、船に乗れば目的地へ到着するように、自然に八相成道への歩みを進めるのである。」「方便慧」については、第五節で示した、無生法忍に伴うことで不住涅槃を全うする「般舟三昧」によるもの、と理解すればよい。

この「無生法忍が乗船券の役を果たす」との主張からすれば、「七地沈空の難」が指示する「得忍によって涅槃に入り二乗に墮ちる危機がある」は、むしろ、「得忍菩薩を二乗に墮とさしめない十方諸佛の勸助（般舟三昧）が必ずある」と認識すべきである。これによって大乘菩薩道がより鮮明にその特色である「不住涅槃の思想」を發揮することになる。

結

大小乗ともにその究極の證果は同じ阿耨多羅三藐三菩提の名に象徴されるが、小乗が「煩惱を斷じ涅槃を得る」ことを目的とするに對し、大乘は「涅槃を得ていながら涅槃に住せずに衆生を教化する（不住涅槃）」ということを目的にする。一生補處菩薩の認識が確立した上での大乘佛教に於いて、釋

尊の生涯がそのまま得忍菩薩の未來の定型である八相成道として溫存された以上、佛教最大の關心事である釋尊成道の内實を、成道の名を使わずに過去世に移すという作業が必要となるのである。これまで検討したように、釋尊過去世の然燈佛授記時得無生法忍が成道と内實を一にするからには、成道が阿耨多羅三藐三菩提であり成佛であつた佛傳では、無生法忍を中心に構成される大乘菩薩道の立場からすると参照すべき對象としては不十分であり、少なくとも授記得忍の過去世と八相成道の現世に跨つた佛傳が必要となる。つまり、釋尊過去世の得忍が「成道の内實」を、八相成道が「成佛の内實」を持つていると見なければならぬ。このことは「得無生法忍によつて成佛が保證される」という道理であるから、大乘菩薩道を歩む者に課せられるものは畢竟「得無生法忍」と言つてよい。⁽⁵⁸⁾

さらに、『大無量壽經』『十住論』などの「得無生法忍」もしくは「得忍を條件に成就する第八地への進入」を容易に保證する淨土教の經論の登場を待つて、⁽⁵⁹⁾『六度集經』が記すような「過去世において膨大な時間をかけ何度も生死を繰り返す中で六波羅蜜を修する」という、實現の至難な條件を問わない、現實的な大乘菩薩道の成立が展望されるのである。⁽⁶⁰⁾

註

- (1) 大正八・四五一上
- (2) 同五五九中
- (3) 同二三〇中
- (4) 大正九・四四上
- (5) 同三五上
- (6) 大正一二・二六八下。無生法忍に關しては『大無量壽經』以降の異譯と現存梵本が數箇所記している。ただし、この箇所は『大乘無量壽莊嚴經』にはあるが、現存の梵本と『無量壽如來會』には無い。香川孝雄『無量壽經の諸本對照研究』(永田文鼎堂、昭和五九年)一三七、一五一、二二三、二七三、二七九頁參照
- (7) 大正一二・三四六上中
- (8) 大正一五・四四四下
- (9) 大正一〇・五二〇下、他全異譯梵本にあり。
- (10) 大正八・七五二上。引用末尾の「忍」は梵文より無生法忍=anupatitika-dharma-kṣāntiであることが確認できる。
[nirāṇakeṣv anupatitikeṣu dharmeṣu kṣāntiṃ pratilabhate.] E. Conze, ed. "Vajracchedikā-Prajñāpāramitā", p. 58. Roma 1974 「法には自我というものがなく生ずることもないと容認し得たとすれば」中村元・紀野一義譯註『般若心經・金剛般若經』(岩波文庫)一五五―六頁
- (11) 大正二五・九七中下、四一七下。他に經中に六例(三五六

上、四一六下、五七三下、六五七下、六七二中下、六七六上、論中に八例（一〇七中、一三二上、二四六上、二七五上、三六一下、二上）「能信能受能持故名爲忍」、四四七中、五七九下、八〇上、六六二下）ある。

(12) 大正四五・一三五下

(13) 織田得能『佛教大辭典』の「無生忍」の項参照

(14) 「能説」是因縁「善滅」諸戲論「我稽首禮」佛諸說中第一」と續く。大正三〇・一中

(15) 同二四上

(16) 大正二五・（經中）四八三中、五六五上中、五七三下、六五九下、六〇下、六七五下。同（論中）二六二上、二六三下、三六二上、四三七下、四五七下、五〇七中、五二二下、五七六中、五八〇上中、五八六上、六一八下、七二一中。

(17) 同（經中）六〇〇上中。同（論中）二三五上、四五七下、五七六中、五七九上中、五八〇上、五九〇下。

(18) 同（經中）五七三下。同（論中）二三五上、二六二上、二六三下、三八三中、四四一中、四七一上、五八〇上。

(19) 同（經中）六五九下、六一上、六七五下。前者で言及される共の十地では第三「八人地」で得忍する、そのため第八「辟支佛地」より低いことになり、疑念が呈せられることがある。しかし、該當する本文をよく讀むと、經論ともに第三乃至第八地はすべて無生法忍の智であると説いている。また別に經文の共の十地を逐次解説する箇所（同五八六上）での

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）

論主の主張は、各地を二乗と菩薩乘とに區別して、菩薩は第七「已作地」で第十「佛地」を成就すると説く。つまり菩薩にとって第八地は無關係となり疑念は不要となる。同（論中）八四下、九八上、一四六中、二六一下、二上、二七三中、三〇三下、三五一上、六〇二上、七〇八下。二六二上の記述が最も整理されている。

(20) 同六三一下、二上、一八〇中。他二七五上、三〇八上中、四一六上、七一一下、七五三下。

(21) 同二六二上、四三八上。他一〇七中、一八〇中、四〇一中、四一六上、四五七下。二六二上と四一六上に般舟三昧と記されている。

(22) 同六六二下、他二三五上、二四六上、二六二上、二六三下、二七五上、五一二下、六三二上、六九〇下。

(23) 『維』大正二四・五三七上、支謙譯、玄奘譯にもあり。『思』大正一五・四六上中、竺法護譯にもあり。

(24) 一卷本、大正一三・九〇二下。三卷本、同九〇五、九一四上中、九一五。闍那崛多譯にもあり。

(25) 大正一五・六三四上

(26) 大正一〇・五二〇下、一中、他梵本・全異譯にある。「七地沈空の難」は『十地經』では第八地冒頭にあり、また、引用中「住是遠行地」とあるところは梵本と異譯では「不動地」とされている。しかし、得無生法忍が條件となる第八地への進入でありながら第八地を失う危機であるため、「七地沈空

の難」と呼稱することも合理であると考える。「七地沈空の難」の傳承について概説すると、まずこの事態が『大智度論』に取り上げられたために、四論の學匠であつた北魏の曇鸞大師が天親菩薩の『往生論』を註釋するに際して、自身の淨土教理解に援用したことが擧げられる(大正二六・二三二上中、大正四〇・八四〇)。これによつて日本の淨土教家にこの事態に對する認識が浸透し、特に親鸞がその根本著作である『教行信證』證卷の還相廻向章に引用したことで廣く知られている。ただし、これらは『往生論註』の言及を範とし、『大智度論』に遡つて論議することは無い。『論註』には無生法忍への言及は無く、したがつて淨土教家の言説は無生法忍と直接に關聯したものではない。名稱の確立は筆者の知る限り、日本の淨土宗第三祖然阿良忠(一一九九―一二八七)の弟子了慧道光の『論註畧鈔』に「有沈空之忍」「七地沈空諸論常說」(淨土宗全書一・五八五下―六上)とあるため、この頃にはすでに熟していたと考えられる。

(27) 大正二五・一三二上中、四〇五下―六上、四一八―九

(28) 『大智度論』の記述に「得一切種智者所謂得阿耨多羅三藐三菩提。六波羅蜜者從初地乃至七地得無生忍法。八地九地十地是深入佛智慧得一切種智成就就作佛(同七五三下)」がある。

(29) 大正四五・一二四中、『慧遠研究』遺文篇(創文社、昭和五六年)九頁の註と一一八頁の譯により「見頓佛身」を「見

諸佛身」に改めた。

(30) 大正八・五六八下―九上

(31) 同三五〇中

(32) 大正二五・五九四上

(33) 『大智度論』には次のような所説もある。「得無生法忍寂滅心應受涅槃樂、而捨此寂滅樂入衆生中受種種身」同六七五上

(34) 釋尊の説法躊躇時の様子は「解脫樂・緣起なることわり・涅槃なることわり(『大品』南傳大藏經三律三・一、八)、解脫樂・無餘泥洹(『五分律』大正二二・一〇三中下)、上寂・泥洹(『太子瑞應本起經』大正三・四七九上、『普曜經』同五二三上)、空無所得寂靜涅槃(『方廣大莊嚴經』同六〇三上)を獨りで享受する」というものである。また、成道時の釋尊が「無師獨悟」つまり獨覺(辟支佛)であり阿羅漢であることは、この事態を記す全ての佛傳で指摘されている。

(35) 大正九・九下

(36) 平川彰著『律藏の研究』(山喜房佛書林、昭和五五年)五一四頁

(37) 中村元撰集第十一卷『ゴータマ・ブッダ』(春秋社、一九九二年)七頁

(38) 南傳大藏經四一小部一九・二二九―三〇、同二八小部六・五―三二

(39) 『道行般若』大正八・四五八中、他『大明度經』同四九七

中、『佛母出生』六四八下。『大般若』大正七・八三四上。
U. Wogihara, ed. "Haribhadra, Abhisamayālamkāraśloka
Prajñāpāramitāvyākhyā", p. 747 Tokyo 1932 (以下 W 本と
畧稱)。『八千頌般若』大乘佛典三・一六六(中央公論社、昭和
六二年)。異本の漢譯である『大般若』第五會(大正七・九
〇七上)と、文章量が小品系漢譯諸本の半分に満たない『摩
訶般若鈔經』(大正八・五三一上)には、該當する恒伽提婆の
場面はあるが得忍の記述はない。

- (40) 『小品般若』大正八・五六八下、他『放光般若』同九四上、
『大品般若』同三四九下。『大般若』大正七・二七九上、六四五
中。T. Kimura, "Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitā",
p. 191~2, Tokyo 1990。文章量が小品系漢譯諸本の半分に満
たない『光讚經』には恒伽提婆の場面が無い。

- (41) 大正二五・一八〇中、二七五上、四五七下

- (42) 『小品般若』以前の『道行般若』と『大明度經』は同一で簡
潔な記述(本文傍線部)であるので、『大智度論』に則って
後から當時の譯語を模して挿入されたとも考えられる。大正
八・四五八中、四九七中。

- (43) 瓜生津隆眞著『ナーガルジュナ研究』(春秋社、昭和六〇
年、三三〜五〇頁)では眞偽に異論のある兩書の中の偈頌を
眞作と認めている。

- (44) 羅什譯、大正二六・九三上、二五中下

- (45) 大正三二・五二七下〜九上

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義(武田)

- (46) 大正二五・五六六中下、三一四上には「般若波羅蜜」母、
般若三昧」父」もある。

- (47) 註25に引いた『首楞嚴三昧經』の十地説では、無生法忍と
授記が第七地、般若三昧が第八地の所得である。

- (48) 大正八・五六二中。他『放光般若』同八三中、『大品般若』
同三四下〜五上。『大般若』大正七・八二三上。W 本六一
四〜五頁、『八千頌般若』大乘佛典三・七九〜八〇。早い時
期に譯出された『道行般若』と『大明度經』にはない。また
『佛母出生』(大正八・六三八上)は記述が異なる。なお『菩提
資糧論』には「般若波羅蜜者、若佛世尊於菩提樹下以三
念相應智」覺了諸法」。是般若波羅蜜(大正三二・五二三上)」
との所説がある。

- (49) 大正二五・五六二中〜三下

- (50) 大正三・五二八上

- (51) 同六〇三上。P. L. Vaidya, ed. "Lalitā-Vistara", p. 286
~7, Buddhist Sanskrit Texts-No. 1, Darbhanga 1958

- (52) 大正三・六〇八中下、同六一〇下〜二上に同様の記述あ
り。梵本には無い。

- (53) 大正三八・三二九中下

- (54) 『小品般若』にある「般若波羅蜜の經説時が釋尊の第二の轉
法輪(大正八・五五三上)」とする所説は般若波羅蜜の宣揚
という使命を果たすためのものであり、ここでの「無生法忍
(般若波羅蜜)」が法輪の内實である」との指摘は成熟した大乘

佛教には廣範な概念の整理を必然的に要請されるがためのもの
と考える。

- (55) 『十住經』大正一〇・五三〇中。『十地經論』(大正二六・一九七下)の經文など『十住經』より成立や譯出の遅いものにより詳細な記述がある。また『首楞嚴三昧經』(大正一五・六四三下)は第十地を一生補處と見ている。

- (56) 『十住經』大正一〇・五二二中。前註と同様に『十地經論』(大正二六・一七九下、一八一中下)の經文などにより的確な記述がある。

- (57) 大正二五・六〇二上、註により「無生忍法」を「無生法忍」に改めた。これは淨土教の論理的根幹である『十住毘婆沙論』(『大智度論』と同じく龍樹菩薩造羅什三藏譯と傳わる)の「易行品」に密接に關係している。

『智』未_レ得_ニ無生法忍_ニ用力艱難譬如_ニ陸道_一、得_ニ無生法忍_ニ已用力甚易譬如_ニ乘船_一。

『十』佛法有_ニ無量門_一。如_ニ世間道有_レ難有_レ易。陸道步行則苦、水道乘船則樂。菩薩道亦如是。或有_ニ勤行精進_一、或有_ニ以_ニ信方便易行_一疾至_ニ阿惟越致_一者。(中略)若菩薩欲_ニ於_ニ此身_一得_ニ至_ニ阿惟越致_一地_一成就阿耨多羅三藐三菩提者、應當念_ニ是十方諸佛_一稱_ニ其名號_一。

(大正二六・四〇下〜五上)

兩者は「陸道難行、水道乘船易行」で一致している。水道乗船の條件として、前者は無生法忍を後者は信方便(念佛稱名)

を擧げる。詳説は別の機會に譲るが、ここに淨土經典を介した前者から後者への展開が浮かび上がってくる。なお、筆者は平成八年に立正大學で開催された日本印度學佛教學會で『誓願一佛乘の前提となる無生法忍理解』と題してその一端を發表した。

- (58) 本論に取り上げた十地經・般若經・首楞嚴三昧經・大智度論の十地説は、近代の研究者に相互の關聯を指摘されながらも「佛教史上に於いて系統を異にしている」と考えられてきた。また、『大智度論』を始め龍樹菩薩の名を冠していないが、その著作と斷定されていない論書も取り上げている。しかし、ここでは敢えて、史上に龍樹菩薩と羅什三藏の關わりの傳えられる經論を中心に据えて無生法忍を鍵に考察した。これによって、無生法忍に關して一つの大きな流れが見いだせたことを記しておきたい。

- (59) 『大無量壽經』は第一節に先掲、『十住論』は易行品(註57参照)にある。

- (60) 『大無量壽經』では「菩薩が一生補處を拒み自らの本願に従って一切衆生を救済する」という本願文とその成就文(大正一二・二六八中、二七三中)をもうけて、大乘が立脚する不住涅槃の思想を全うするための阿耨多羅三藐三菩提を敢えて呈示している。これは「得忍以後の菩薩の歩みが慈悲を行ずる」ものであるとの『大智度論』や羅什三藏の認識と、既に確立していた一生補處菩薩の認識(平川彰著作集第六卷

『初期大乘と法華思想』春秋社、一九八九年、二二七頁参照）との不整合を受けてのものと豫想している。別の機會に詳説したい。ただし、一生補處菩薩を意圖的に拒否する不住涅槃の菩薩であろうとも、得無生法忍以後の歩みは無功用成就であるという範疇に屬することは論を待たない。

『大智度論』に顯れる「得無生法忍」の意義（武田）